

平成 30 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	23	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 其他（軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）		
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none">・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取り。・ 特例措置の内容 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込みまたは運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対して、軽油引取税の課税を免除する措置を3年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲308) [改正増減収額] —	[平年度] (▲308)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 現状、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の焚き増しによる燃料コスト増は、国民、企業の負担につながるものであり、政府及び電力会社においては、燃料コスト抑制に最大限努めている。 こうした中、石炭火力発電所は、他の火力発電所に比べて発電単価が安いこと、資源の乏しい我が国にとって、エネルギーセキュリティ上重要な位置づけとなっている。(国内炭を燃料とする火力発電所の総出力は、北海道内電力使用量の約 1 割に相当。) 石炭掘採事業者は生産原価の低減に努めているが、これまで生産コストの低い場所から順次開発を行ってきており、近年軽油価格も上昇傾向となっていること等から、採掘原価は上昇基調となっている。また、軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、ブルドーザー等の重機には軽油に代替する燃料がないことから、軽油の使用量の削減には限界がある。 このような状況の中、石炭掘採事業者は、軽油引取税の免除措置が講じられない場合は、税負担分を製品価格に転嫁せざるを得なくなるが、これは電力会社の燃料調達コストを上昇させ、更なる電力料金の値上げ、火力発電所への燃料供給に支障を来すこととなり、国民生活に多大な影響を及ぼす。 仮に、軽油引取税の免除措置が講じられず軽油引取税を石炭価格へ転嫁が出来ない場合は、石炭掘採事業者の純利益の大半が失われ、事業の存続が困難となる。その結果、掘採後の現状復旧の費用が枯渇し、掘採場がそのまま放置され環境被害にも繋がりがかねない。また、国内炭の供給が止まれば、国内炭の利用を前提に設計されている発電所の運転が困難になりかねない。 したがって、課税免除措置の継続が必要である。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	該当なし。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
	政策の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税の免除により国内石炭事業においては、過去5年平均（平成23年度～27年度）で石炭生産1トンあたり約273円の低減効果あり。 ・引き続き、国内炭の国際競争力のある価格での安定的な生産体制の確保は重要であり、本税制は必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成30年度～平成32年度の適用者数は8社（北海道のみ）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価をトン当たり273円程度低減する実効的効果がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の政策目的に係るほかの支援措置や義務付け等はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
	要望の措置の妥当性	国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内石炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><算出方法>北海道経済産業局による各社への実績調査により、軽油使用数量に免除額（32.1円/L）を乗じ算出（8社合計）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 373,772 ・平成24年度 352,971 ・平成25年度 336,881 ・平成26年度 300,943 ・平成27年度 307,743（単位：千円）
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置（総額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 25年度 89,390,764千円 26年度 88,179,503千円 27年度 89,026,301千円
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p> <p>国内炭は、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに石炭を生産し、生産量は国内消費の0.7%ではあるが、国内資源として活用されている。国内炭の競争力のある価格での生産体制を維持していく上で、本制度は有効に活用されていると評価できる。</p> <p>なお、政策評価法に基づき平成23年の事前評価等において、本措置の有効性は評価済み。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>石炭の安定供給確保を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現時点において安定的掘採及び供給を続けているため、目標は達成しているものの、将来的にも安定的な生産体制を維持することが目標であるため引き続き実施する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和36年 創設 平成21年 （道路特定財源から一般財源化） 平成24年 3年間の延長 平成27年 3年間の延長</p>
<p>ページ</p>	<p>23—3</p>